

北上市告示甲第141号

北上市移住支援金交付要綱（令和元年北上市告示甲第20号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。ただし、令和7年4月1日前に移住した者に係る補助金の適用については、なお従前の例による。

令和7年8月18日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（趣旨） 第1 この告示は、<u>岩手県ふるさと振興総合戦略及び北上市まち・ひと・しごと創生総合戦略</u>に基づき、北上市内への移住、定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、<u>北上市が岩手県と共同し、東京圏から北上市に移住し、就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領（平成31年4月1日付け定雇48号岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長通知）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）〔略〕 （3）条件不利地域 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特</u>	（趣旨） 第1 この告示は、北上市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、北上市内への移住、定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から北上市に移住し、就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、<u>北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）〔略〕 （3）条件不利地域 <u>離島振興法（昭和28年法律第72号）、山</u>

別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(4) [略]

（移住支援金の対象者）

第3 移住支援金の交付の対象とする者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たして、移住し、かつ就業又は起業しているものとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者

村振興法（昭和40年法律第64号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の規定による指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。

(4) [略]

（移住支援金の対象者）

第3 移住支援金の交付の対象とする者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たして、移住し、かつ就業又は起業しているものとする。

(1) [略]

(2) 過去10年以内に申請者及び世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、当該移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となっている場合を除く。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 日本人又は外国人であって出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する

(起業の要件)

第5 第3で定めるもののほか、起業する場合の対象者は、申請日前1年以内に岩手県地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けている者に限るものとする。

(交付の申請)

第7 移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) テレワークの場合は、テレワーク証明書（移住支援金の交付申請用）（様式第3号）

(5) [略]

(6) 遠恋複業以外の関係人口の場合は、第4別表に規定する要件を満たしていることがわかる書類

(7)・(8) [略]

(報告及び立入調査)

特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する者

(起業の要件)

第5 第3で定めるもののほか、起業する場合の対象者は、申請日前1年以内に岩手県中小企業団体中央会が実施する岩手県地方創生起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けている者に限るものとする。

(交付の申請)

第7 移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) テレワークの場合は、テレワーク証明書（移住支援金の交付申請用）（様式第3号）。ただし、個人事業主の場合は、テレワーク証明書（移住支援金の交付申請用）及び就業時間の証明書（移住支援金の交付申請用）（様式第3号別紙）

(5) [略]

(6) 遠恋複業以外の関係人口の場合は、別表遠恋複業以外の関係人口の項に規定する要件を満たしていることがわかる書類

(7)・(8) [略]

(報告及び立入調査)

第11 市長及び岩手県知事（以下「知事」という。）は、北上市移住支援金の交付及びいわて暮らし応援事業の適切な実施について確認するため必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

（移住支援金の返還）

第12 市長は、移住支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、移住支援金の全額（第5号にあっては半額）の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長及び知事が認めた場合はこの限りではない。

(1)～(5) [略]

（補則）

第13 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長と知事が協議して別に定める。

別表（第4関係）

就業の種類	要件
一般	次の全てに該当すること。 (1)・(2) [略] (3) 対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

第11 市長は、移住支援金の交付の適切な実施について確認するため必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

（移住支援金の返還）

第12 市長は、移住支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、移住支援金の全額（第5号にあっては半額）の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

(1)～(5) [略]

（支援金の交付期限）

第13 この告示による移住支援金の交付は、令和8年3月31日までとする。

（補則）

第14 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4関係）

就業の種類	要件
一般	次の全てに該当すること。 (1)・(2) [略] (3) 対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 <u>ただし、次に掲げる</u>

	(4)～(7) [略]		<u>業種を除く。</u> <u>ア 農林水産業</u> <u>イ 建設業</u> <u>ウ 製造業</u> <u>エ 卸売業及び小売業</u> <u>オ 宿泊業及び飲食サービス業</u> <u>カ 医療及び福祉</u> <u>キ その他市長が必要と認める業種</u> (4)～(7) [略]
[略]		[略]	
テレワーク	<u>次のすべてに該当すること。</u> (1) [略] (2) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。	テレワーク	<u>次の全てに該当すること。</u> (1) [略] (2) <u>北上市内で週20時間以上テレワークにより勤務すること。</u> (3) <u>内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又は地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</u>
[略]		[略]	
遠恋複業以外の関係人口	北上市に移住する以前に連続する2年以上北上市の住民基本台帳に登録したことがある者で、 <u>次のすべてに該当すること。</u>	遠恋複業以外の関係人口	北上市に移住する以前に連続する2年以上北上市の住民基本台帳に登録したことがある者で、 <u>次の各号のいずれかに該当すること。</u>

(1) <u>市内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</u> (2) <u>転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</u> (3) <u>当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</u>	(1) <u>次の全てに該当している者であること</u> ア <u>市内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</u> イ <u>転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</u> ウ <u>当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</u> (2) <u>次のいずれかに該当している者であること</u> ア <u>市内の農業又は畜産業を行う法人へ就業した者</u> イ <u>森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条の規定により岩手県が公表した岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録された市内事業者に就業した者</u> ウ <u>市内の漁業協同組合に就業した者</u> エ <u>市内に住所がある3親等以内の者が水稻等を経営している農業経営者に就農した者</u>
様式第1号別紙1（第7関係） 1 [略] 2 <u>一般の就職の場合は、3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業ではないこと</u> 3 <u>一般の就職、専門人材、遠恋複業以外の関係人口による就</u>	様式第1号別紙1（第7関係） 1 [略] 2 <u>一般、専門人材、遠恋複業以外の関係人口による就業又は</u>

業又は起業である場合は、5年以上継続して就業又は起業する意思があること。

4 [略]

5 関係人口の場合は、第4別表に規定する遠恋複業による関係人口又は遠恋複業以外の関係人口であること。

6 北上市移住支援金の交付に関すること及びいわて暮らし応援事業に関することについて、報告及び立入調査を北上市及び岩手県から求められた場合には、これに応じること。

7 [略]

[略]

様式第1号別紙2（第7関係）

個人情報の取扱い

北上市及び岩手県は、北上市移住支援金の交付及びいわて暮らし応援事業の実施に際して得た申請者（2人以上の世帯である場合は世帯員を含む。）の個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、それぞれの事業の実施のために利用します。

また、北上市においては、移住支援金の交付担当部署と住民

起業（別表遠恋複業以外の関係人口の項第2号に該当するものを除く。）である場合は、5年以上継続して就業又は起業する意思があること。

3 [略]

4 関係人口の場合は、別表に規定する遠恋複業による関係人口又は遠恋複業以外の関係人口であること。

5 北上市移住支援金の交付に関することについて、報告及び立入調査を北上市から求められた場合には、これに応じること。

6 [略]

[略]

様式第1号別紙2（第7関係）

個人情報の取扱いに関する同意書

北上市移住支援金交付要綱に基づく移住支援金の交付を申請するに当たり、私は次の取扱いについて同意します。

記

北上市は、北上市移住支援金の交付に際して得た申請者（2人以上の世帯である場合は世帯員を含む。）の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、事業の実施のために利用します。

また、北上市においては、移住支援金の交付担当部署と住民票等担当部署間で当該個人情報を共有して利用します。

票等担当部署間で当該個人情報を利用します。

なお、北上市及び岩手県は当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市町村に提出し、又は確認する場合があります。

[略]

様式第2号（第7関係）

[略]

[略]	
※一般の就業の場合のみ 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
[略]	

様式第3号（第7関係）

[略]

[略]	
移住の意思	[略]
テレワーク交付金	<u>勤務地</u> に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない。

なお、北上市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提出し、又は確認する場合があります。

[略]

様式第2号（第7関係）

[略]

[略]	
※一般の就業の場合のみ 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない・ <u>3親等以内の親族（業種_____）</u> <u>※3親等以内の親族に該当する場合は、就業先企業の業種を記入してください。</u>
[略]	

様式第3号（第7関係）

[略]

[略]	
移住の意思	[略]
雇用形態	
テレワーク交付金	<u>勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又は地方創生テレワーク交</u>

9

	<u>(変則就労の場合)</u> 	<u>(うち休憩時間 分)</u> ☐ 月間 ☐ 週間 日 時 分 ~ 時 分 <u>(うち休憩時間 分)</u>	
	<u>就労実績</u> <u>(直近 3 か月)</u>	<u>年 月</u> <u>日 / 月 時間</u> <u>/ 月</u>	<u>年 月</u> <u>日 / 月 時間</u> <u>/ 月</u>
	<u>特記事項 (備考)</u> <u> </u>		
	備考 改正部分は、下線の部分である。		